

【工事進捗状況報告書及び工事完了報告書の提出について】

今回の農地転用の許可は、当該報告書を提出することを条件に県から認められたものです。以下の記載事項をよくご確認ください、必ず報告書を農業委員会へ提出してください。（※4条許可申請の場合は「申請人」、5条許可申請の場合は「譲受人」が報告を行う必要があります）

①工事が完了するまでの間、許可日から3か月後及びその後は1年ごとに、下記提出書類を全て揃えて「工事進捗状況報告」をしてください。

②工事完了後には、下記提出書類を全て揃えて「工事完了報告」をしてください。

※工事進捗状況報告及び工事完了報告がなされていないと、登記地目を畑から変更するための「現況証明」は発行できません（現況証明の発行は、土地所有者から農業委員会へ願い出を行う必要があります）。

【工事進捗状況報告 提出書類一覧】 下記の1～4を全て揃えて提出してください

1. 工事進捗状況報告書 … 2部
2. 現場写真（4方向から撮影）… 2部
3. 現場写真の撮影方向を示す図面 … 2部
4. 許可書のコピー … 2部

【工事完了報告 提出書類一覧】 下記の1～4を全て揃えて提出してください

1. 工事完了報告書 … 2部
2. 現場写真（4方向から撮影）… 2部
3. 現場写真の撮影方向を示す図面 … 2部
4. 許可書のコピー … 2部